



## 6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

## 7 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

## 8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

## 9 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出すること。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくこと。

## 10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (6) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。

## II 業務内容

### 1 業務名

札幌市内における水素利活用手法の基礎調査及び実証事業等検討業務

### 2 業務の目的

札幌市では、水素エネルギーの利活用に向け、平成 30 年 5 月に「札幌市水素利活用方針」を策定し、移動式水素ステーションの整備や燃料電池自動車の普及などを進めてきた。来年度には、市内に大型車両も対応可能な定置式水素ステーションの整備を予定しており、将来的には建物用の燃料電池を備えた集客交流施設を併せて整備することで水素モデル街区の形成を構想している。また、この水素ステーションを活用した FCトラック等の実証や新たな公共交通システムなどの検討を進めている。

さらに、本年 6 月に、北海道の有する国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、世界中から GX 投資を札幌・北海道に呼び込むため「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、札幌市としても取組を加速させていく必要がある。

北海道内の豊富な再生可能エネルギー由来の水素が供給され、道内における一大エネルギー消費地である札幌市において、水素の需要拡大が進み、市民生活や経済活動に関わる様々な分野で活用されることが理想の姿ではあるが、供給面においては、実証が進められているものの限定的であり、需要面においては、乗用車の導入は停滞し、また乗用車を除くモビリティや建築物においては、導入実績そのものが無いような状況である。

そのため、本事業では、札幌市で水素エネルギーを利活用していくにあたって適した手法を調査し、需給両面において、実装に向けた実証事業の検討や、大規模な水素利活用が見込めるプロジェクトの検討等を行うことを本業務の目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 札幌市に適した水素利活用手法の基礎調査

##### ア 国内外他地域の先進事例調査

モビリティや港湾など、分野を問わず、国内外他地域における水素エネルギーの利活用に向けた先進事例を調査すること。

##### イ 地域特性調査

水素エネルギーの利活用という観点から、札幌市の地域特性を調査し利点や欠点などをまとめること。

##### ウ 札幌市における水素利活用の障壁となる法規制調査

札幌市において水素エネルギーを普及拡大させるために障壁となる法規制について調査し一覧にまとめるとともに、その規制の緩和に必要な条件（安全性の確保等）について整理すること。

エ 連携可能性調査

札幌市における水素の利活用にあたって有益な連携が可能な、他の自治体や民間企業などを調査し一覧にまとめること。

(2) 実証事業等の検討

ア 実装を見据えた複数の実証事業の検討

(1)の基礎調査結果や、「Team Sapporo-Hokkaido」におけるGXプロジェクトやワーキンググループの検討状況等を踏まえ、札幌市における水素エネルギーの普及拡大に向けて必要な実証事業を検討すること。実現可能性は問わない。

イ 大規模な水素利活用が見込めるプロジェクトの検討

(1)の基礎調査結果を踏まえ、需要・供給問わず大規模に水素エネルギーの利活用が見込めるプロジェクトを新たに検討すること。

ウ 市有施設における水素利活用検討

(1)の基礎調査結果を踏まえ、市有建築物やインフラにおける水素利活用の可能性について検討すること。

エ 実証事業やプロジェクトに必要な費用や体制の検討

ア～ウの実証事業やプロジェクトを実施するために必要な費用の試算や実施体制（民間事業者の参画候補等）について検討すること。

(3) その他

ア 庁内報告会の実施

(1)の調査結果や(2)の検討状況など、随時庁内報告会を開催し、水素利活用の手法や他事例などの情報共有を図ること。

イ 既存事業の整理

札幌市域内でこれまでに実施した水素利活用関連の事業を一覧にまとめること。

## 5 留意事項

- (1) 本事業の仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承認を受けてから実施するものとし、本承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費も含めて受託者で負担するものとする。
- (2) 本事業における成果物の著作権等は札幌市に帰属する。また、成果物に使用した資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その使用許可も含めて作成すること。併せて、本業務に係る著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 「Team Sapporo-Hokkaido」におけるGXプロジェクトやワーキンググループの検討状況等については、本事業の実施に必要な範囲で委託者から随時情報提供を行うが、その取扱いについては十分注意し、知り得た内容は決して他に漏らさないこと。

## 6 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

名称	企画・内容	部数	提出期限
業務日程表	提出前に委託者に内容確認を行うこと。	1	着手後速やかに
業務責任者指定通知書(経歴に関する書類を含む)	—	1	着手後速やかに
業務報告書	委託者が認める形式(Word、Excel、Power Point、PDF)による電子データを保存した記憶媒体(CD-R等)を1枚提出すること。 上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。 報告書は本書のほか概要版についても作成すること。 なお、提出前に委託者に内容確認を行うこと。	1	業務終了後直ちに
業務完了届	—	1	業務終了後直ちに

## 7 業務担当者

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課 佐竹、鐵川

TEL : 011-211-2877 FAX : 011-218-5108

電子メール : kan.suishin@city.sapporo.jp